様式３

会　議　録

□全部記録　　■要点記録

１　会　議　名	第２回（仮称）姫路市自治会加入促進条例審議会
２　開催日時	令和８年１０月９日（金曜日）　１０時００分～１２時００分
３　開催場所	姫路市役所本館 地下階 Ｂ１０２会議室
４　出席者又は欠席者名	＜委員＞　赤松委員、宇都委員、北川委員、小田切委員、駒田委員、瀬合委員、竹中委員、長田委員、渡邊委員（五十音順） ＜事務局＞　市民局長、市民参画部長、市民活動推進課長、職員３名
５　傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、２人

６　議題

１　前回審議会の議論の確認

２　自治会長アンケートの実施結果について

３　市民アンケートの実施結果について

４　条例に盛り込む内容について

７　会議の進行記録

１　開会

２　議事

⑴前回審議会の議論の確認（事務局から説明）

質疑応答・意見交換【詳細は次頁以降参照】

⑵自治会長アンケートの実施結果について（事務局から説明）

質疑応答・意見交換【詳細は次頁以降参照】

⑶市民アンケートの実施結果について（事務局から説明）

質疑応答・意見交換【詳細は次頁以降参照】

⑷条例に盛り込む内容について（事務局から説明）

質疑応答・意見交換【詳細は次頁以降参照】

３　閉会

【会議の要点内容】

発言者	発言内容
会長	前回審議会の議論の確認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	（「【資料 1-1】前回議論の確認（議事録）」 「【資料 1-2】前回議論の確認（資料）」の説明）
会長	前回の議論を踏まえ、事務局に確認いただいた内容を資料にまとめていただいたと思います。説明や資料について、ご質問、ご意見はありますか。
委員	広報ひめじは 22 万 1,033 部とのことですが、全て自治会を通じて配布しているのですか。
事務局	自治会から必要な配布数を確認し、それを集計した数です。
委員	約 20 万 3,400 という自治会の世帯数は、連合自治会に登録されている数ですか。
事務局	そのとおりです。
委員	自治会長を務めている立場から申し上げると、実際の加入世帯数より少ない数を自治会加入世帯として報告し、広報ひめじは実際の世帯数分を受け取っている自治会もあります。これは自治会にとっては広報配布に対する委託料より、自治会から他へ支払う負担金などの方が大きいためです。したがって、加入率の数値は実態と異なる可能性があります。実際の加入率は、公表されている数値より高いのではないかと感じています。
委員	私の校区にも同様の例があります。市の委託料より自治会の負担するお金の方が大きいため、登録する世帯数を減らしている自治会は実際にあります。
委員	祭りが盛んな地区では、戸数に応じた負担が大きくなります。必要な広報紙の 8 割の数を自治会の登録数としているところもあります。
委員	つまり、市が公表している統計は実態と合っていないということですね。 姫路市には約 920 の自治会があり、実質の組織率は 100%です。加入率は 88%とされていますが、実態はそれより高く、他都市に比べると姫路市は非常に高い加入率だと思います。
会長	統計の取り方は重要な論点です。条例にどう反映するかも含め、引き続き検討したいと思います。ほかにご意見はありますか。
委員	【資料 1】の③、岡山市の加入促進施策について伺います。施策の実施前後で加入率がどのように変化したのか、データがあれば確認したいです。

発言者	発言内容
会長	事務局で何か情報をお持ちですか。
事務局	岡山市の条例は令和 7 年に制定されたため、条例の効果はまだ具体的に出ていないと聞いています。一方、住宅事業者との協定は平成 31 年から実施されているため、その効果については担当者に確認できると思います。
会長	条例の効果を把握するには、長期的な評価が必要だと思います。住宅事業者との取り組みについて、分かる範囲で情報を確認してください。 【資料 1】についてはここまでとし、次の議題に移ります。議事（2）「自治会長アンケートの実施結果」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	（「【資料 2-1】自治会長向けアンケートの実施結果」 「【資料 2-2】自治会長向けアンケートの自由記述について」の説明）
会長	自治会長アンケートには多くの回答があり、自由記述にもさまざまな意見が寄せられています。質問やご意見はありますか。
委員	令和 3 年の自治会アンケートの回収率は 95.7%、平成 30 年は 96.5%でした。今回は 83.4%です。回答率の低下自体が、自治会への問題意識や参加意識の低下とも関係していると思いますが、いかがでしょうか。
会長	事務局から何かありますか。
事務局	令和 3 年までのアンケートは、単位自治会長からの回答を連合自治会長が集約する方法でした。今回は市から単位自治会長へ直接送付し、返信用封筒またはウェブでご回答いただく方法です。集約方法の違いが回収率に影響した可能性があります。また、令和 6 年度に実施した自治会アンケートの単位自治会からの回収率は 81.7%であり、今回はそれに近い数値です。
委員	連合自治会長から呼びかけがあれば回答するものの、そうでなければ回答しないという状況にも課題があると思いますが、いかがでしょうか。
事務局	自由記述には、「アンケートを出しても無駄」といった趣旨の意見もあり、そのように考える自治会長がいる可能性があります。
委員	以前は自治会長の定例会などでアンケートを配布し、連合自治会長が提出状況を管理する方法でした。そのため、連合自治会長がしっかりしている地域では、回答率が高くなっていました。ウェブ回答など、各自の判断で回答する方法に変われば、回答率が下がるのは自然だと思います。
委員	自治会へのフィードバックや緊密なやり取りがあれば、違った意見が出てくることもあり、自治会への関心や参加にもつながるので、今後、検討していただければと思います。

発言者	発言内容
委員	自由記述に草刈りの要望がありました。ある自治会の外国人住民から、周囲は草刈りされているのに自宅に接する部分だけ草が残っていると相談を受けました。自治会が勝手に草刈りをできない土地だと説明され、草刈りの業者の電話番号を伝えられたようですが、本人は納得できず、土地の所有者の連絡先も分からないため、対応に困りました。
会長	草刈りは自治会での苦情につながりやすい問題です。 アンケートの回収率低下は全国的な傾向でもあり、今回の回収率は比較的高い方だと思いますが、回収方法は課題があるかもしれません。自由記述は、事務局で類似する意見をまとめていただいたということですね。 よろしければ、次の【資料3】市民アンケートに移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	（「【資料3】市民向けアンケートの実施結果」の説明）
会長	市民アンケートについて、ご質問やご意見はありますか。
委員	公式LINEから897件の回答があったとのことですが、公式LINEの登録者数は何人ですか。
事務局	ホームページで確認したところ、公式LINEの友だち登録者数は、2026年2月時点で約5万4,000人です。
会長	その数を母数とすると、回答率はかなり低いことになります。LINEによる調査では、同様の傾向が見られることがあります。
委員	LINEで回答した人は、自治会に関心の高い人に偏っている可能性はありますが、アンケートでは自治会加入率が非常に高く示されています。市が自治会から聞いた数字を基に算出した加入率は、根拠が揺らいでいる面があることを認識していただきたいです。姫路市の自治会組織率や加入率は、全国的に見ても高い水準にあると考えます。 今後の課題として、祭りなどの宗教的な行事や、寺院に関する費用、日赤や共同募金などの寄付を自治会費と一緒に集めることについて、検討が必要です。自治会費と寄付・募金を一括して集める方法は、現在の社会状況や法令との関係も踏まえて考えるべきです。
委員	市民アンケートでは、自治会費や入会金に関する疑問が多く見られます。各自治会では収支報告をしていると思いますが、住民との認識の差を埋める方法を検討する必要があります。監査を受けて会費の使途を明確にしている自治会でも疑問が寄せられるため、意見の背景を詳しく分析してはどうでしょうか。
会長	事務局から何かありますか。

発言者	発言内容
事務局	役員間では情報が共有されていても、一般の会員には伝わっていない場合があると思います。市民活動推進課には、自治会費が高額で、金額の理由が分からないという相談が寄せられることもあります。年間数万円の会費を求められたが、なぜ必要なのか分からないという内容です。
会長	個別の状況によって、さまざまな事情があるかもしれません。
委員	会費に関する情報が伝わらないことで、不信感が広がっている可能性があります。加入率にも影響するため、対策を条例に盛り込むことも検討していただければと思います。
会長	加入していない人に関する設問では、29 人が未加入と回答しています。未加入と回答した人の多くは、集合住宅に住んでいるようです。集合住宅では、本人の意思だけで加入を決められない場合もあると思いますが、アンケートの設計によって、未加入の理由が本人の選択であるかのように表れている可能性もあります。加入しない理由は、住居形態による違いに留意して、結果を分析する必要があります。 続いて、議題 4「条例に盛り込む内容」について、【資料 4-1】【資料 4-2】を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	（「【資料 4-1】条例と施策事業の関係」 「【資料 4-2】（仮称）姫路市自治会加入促進条例制定にかかる意見書（案）」の説明）
会長	【資料 4-1】は、審議会の役割や条例の構造を示したものです。【資料 4-2】は、これまでの審議会やアンケートで出た意見をまとめたものです。 それでは、条例の名称から意見を伺います。前回は、加入促進という名称では義務化を連想させるとの意見がありました。【資料 4-2】の 1 ページには他都市の名称の例も載っています。今日ここで一つに決める必要はありませんが、候補を絞って提案する形が良いかと思いますので、ご意見をお願いします。
委員	以前から申し上げているとおり、「自治会振興条例」を提案します。加入促進だけでなく、担い手の確保、役員の負担軽減、財政支援、活動の活性化など、自治会を総合的に支える条例にする必要があります。親しみやすさも大切ですが、課題の深刻さや条例の役割が伝わりにくい名称は避けるべきです。条例名は「自治会振興条例」とし、市民には分かりやすく説明するのが適切だと思います。
会長	「自治会振興条例」というご意見ですね。ほかにありますか。
委員	私も同じ意見です。簡潔な名称がよいと思います。他都市の例には長い名称もありますが、かえって内容が伝わりにくくなることがあります。「自治会振興条例」に賛成です。

発言者	発言内容
会長	ほかにご意見はありますか。
委員	20 代・30 代の若い世代は、近所づきあいや自治会の必要性をあまり感じていないということが、アンケートから伝わってきました。若い人に分かりやすい名称として、「未来につなぐ」や「支え合い」といった言葉を含めるのもよいと思います。
会長	若い世代に向けたメッセージを込めるというご意見ですね。 名称は今日決める必要はありませんので、次回も引き続きご意見をお願いします。 次に、条例の内容について伺います。事務局がこれまでの意見やアンケート結果を整理しています。追加してほしい内容や、修正した方がよい内容があれば、ご意見をお願いします。最終的には、審議会で意見をまとめて答申し、市が条例案を作成するという進め方です。ご意見はありますか。
委員	まず、条例の目的を明確にする必要があります。当初の案は加入促進が中心でしたが、目的はそれだけではありません。 次に、自治会の自主性を尊重することが重要です。自治会は自主的な任意団体であり、市役所の組織ではありません。 また、財政上の措置が必要です。姫路市では委託料や事業補助はありますが、運営そのものを支える補助は基本的にありません。自治会という組織の重要性や必要性を考えると、自治会を維持し活性化するため、市が運営を支援する財政措置を講じるべきです。 次に、市の委託業務を見直し、削減することも必要です。業務を依頼する場合は、適切な費用を負担すべきです。現在の委託料は、算定根拠が明確でないまま、従来の金額を基に決められている面があります。自治会や住民の負担を踏まえ、委託業務の削減と適正な費用負担が必要です。 さらに、継続的な相談支援体制も必要です。校区や市のブロックごとに担当職員を置くなど、継続して相談できる仕組みが必要だと思います。例えば、災害時要援護者支援事業で校区ごとに担当職員を置き防災対策を行っているように、継続的に市が責任を持つ体制を整えてほしいと思います。 続いて、障害、高齢、病気、仕事、育児、介護などの事情がある人も参加しやすい運営が必要です。役員を一律順番に割り当てるのではなく、多様な参加方法を整えるべきです。 また、デジタル化を進める一方で、デジタル機器を使えない人が取り残されない仕組みも必要です。 外国人住民への支援については、外国人住民への説明を自治会だけに任せず、市が多言語の手引きを作成する等、支援に責任を持つべきです。 また、条例は作るだけではなく、施策の実施状況を検証することも必要です。

発言者	発言内容
	条例に盛り込む内容の削除・修正点として、自治会への加入を強制する規定は設けるべきではありません。加入を義務化するのではなく、努力義務のような形でお願いをする形にすべきです。 集合住宅の管理者に自治会費の納付を義務づけることも避け、協力依頼や努力義務とするのが適切です。 未加入の場合の不利益は明記するべきではありません。自治会費の必要性や使途を説明することは大切ですが、加入しないと損をするという形で強制するべきではありません。 自治会は、地域の公共を支える自主的・自立的な団体として、地方自治体と同じような役割を担っていると位置づけることが大切です。税金で自治会運営補助を出すことの理由にもつながりますので、この位置づけは大事です。 子ども会や老人会などの地域団体との連携や活動支援も盛り込むべきですが、義務化は適切ではありません。 役員の定年や任期、活動や行事の縮小・廃止は、市全体で統一するのではなく、各自治会が地域の実情に応じて決めるべきです。 募金や寄付は本人の意思を尊重し、自治会費と区別して扱うべきです。自治会費の中から募金や寄付を払うのはおかしいと思います。 災害時の支援や避難所の利用については、自治会に加入していない人を排除してはなりません。自治会は地域の公共を支える団体として、未加入者も支援する必要があります。 アンケートに寄せられた意見は、記録に残すべきです。 条例に書き込むような内容でなくても、要綱や規則、運用で対応するときに参考にしてください。
会長	体系的にご意見を整理していただきました。事務局には、資料のそれぞれの該当箇所に反映していただきたいと思います。 資料では、条例本文に関する意見と、今後の施策に関する意見を分けています。ここからは、目的や理念など、条例本文に記載する内容について、項目ごとにご意見を伺います。まず、【資料 4-2】の 2 ページにある目的について、ご意見はありますか。
委員	確認ですが、この条例は、住民の負担の根拠を規定するものと考えてよいでしょうか。目的や基本理念に関わることですが、住民の役割が明確に示されていないように思います。加入を強制するべきではありませんが、市民の義務や責任を、もう少し明確に盛り込めるとよいと思います。
会長	どのような表現にするかも含め、審議会で議論する事項だと考えています。【資料 4-2】の 4 ページには、市民の役割が記載されていますので、この辺りに関連する意見かと思います。

発言者	発言内容
委員	関係者の役割として、学校の役割を追加してほしいです。自治会活動では、子どもたちを通した小中学校との関わりが多くありますが、連合自治会と教育委員会が話し合う場や、公民館長会と意見交換する機会が十分ではないと感じています。PTA との役割分担や、教員の働き方改革に伴う地域との関わり方については整理が必要ですが、学校管理職と地域との関わり方を検討する必要があると思います。
会長	他の条例で学校の役割が定められている例はありますか。
事務局	新宿区の条例では、学校の役割を別に定めています。他の自治体では、学校の役割を明記している例はないようです。
会長	学校の役割は、明記しなければ位置づけが分かりにくいかもしれません。検討課題として承ります。ほかにご意見はありますか。
委員	「姫路市まちづくりと自治の条例」では、目的の後に用語の定義があります。自治会や学校、子ども会などの関係を明確にするため、この条例にも定義を設ける必要があるのではないでしょうか。
会長	条例には、市民や居住者などの定義を置くことがあります。技術的な話に近いですが、この審議会で議論した方がいいですか。
事務局	宇都宮市の条例では、市内に居住する人を市民と定義しています。新宿区の条例では、市内に通勤・通学する人も含めています。どこまでを用語に含めるのか、ご意見があればいただきたいと思います。
会長	自治会など、関係する主体ごとに定義を整理する必要があります。市民の定義も検討事項です。
委員	「姫路市まちづくりと自治の条例」と齟齬がないように整理する必要があります。
会長	条例ごとに異なる定義を設定してしまうという事例もあるので、関連条例との整合性を検討する必要があります。
委員	自治会には、地域に居住する人だけでなく、企業や事業者なども加入しています。事業者は地域外に住んでいてもよく、区域外から来ている人や、市外の人もいます。
委員	資料 4 ページの「事業者」の範囲について意見があります。会社や店舗だけでなく、賃貸住宅の所有者も事業者に含まれると思います。賃貸住宅の住民に祭りの協力を求めることはあっても、所有者には協力を求めていない場合があります。

発言者	発言内容
	駐車場や空き地の所有者も考えると、きちんとした決まりがないように思います。
委員	自治会の規模や構成は多様です。店舗や事業所に特別会員や正規会員になってもらう方法はありますが、駐車場の所有者などに一律に会費を求めるのは難しいと思います。自治会ごとの事情を踏まえて対応するべきであり、条例で一律に定めるのは難しいと考えます。
委員	先ほど子ども会などへの加入促進の意見が挙げられていますが、子ども会も含め、地域活動団体や地縁団体の加入促進も盛り込んでほしいです。自治会や市の役割の中に、地縁団体の位置づけも入れていただければと思います。 連合自治会では、子ども会や老人会の加入者が減少していることも課題と感じています。市内の高齢者は約 14 万 4,000 人ですが、老人会の会員はその 3 分の 1 に満たない状況です。小学生は約 2 万 5,000 人いる一方、子ども会の会員は 1 万 7,000 人弱です。子ども会は子どもの健全育成や地域での社会教育を担い、老人会も見守りや清掃など地域に貢献しています。こういった団体が自治会の組織の一つとして活動することで、自治会としての活動ができています。 自治会に加入していない人でも、子ども会や老人会への参加を通して自治会との関わりが生まれ、自然と自治会に加入してくれる場合があります。自治会への加入促進という目的を考えると、地域団体の位置づけも条例に入れてほしいと思います。 マンションの住民が自治会に加入していないため、子ども会や老人会に参加できない例もあります。自治会に加入していなくても、地域団体に参加できる方法を考える必要があります。
会長	宇都宮市の条例には地域活動団体が含まれていたと思います。学校と合わせて、条例に項目を設けるか検討課題とします。
委員	市職員には職員としてだけでなく、地域住民としての役割も自覚してほしいです。例えば、避難所開設を担当する市職員に地域の防災訓練への参加を依頼すると、公務なのかどうかが問題になることがあります。地域住民としての訓練参加であることや、その中での役割が避難所開設の役割だと説明しています。地域団体の各種団体のうちの一つとして市職員という団体があれば、地域の有力な一団体になっていただけると思いますので、条例に盛り込む方法があればと思います。
会長	市の役割として、職員が地域活動に参加することを定めている条例もあります。条例にどのような表現で盛り込めるか、という意見かと思います。

発言者	発言内容
委員	事業所が自治会に加入することは望ましいと思いますが、駐車場やマンションを複数所有し、県外に住んでいる事業者などに一律に加入を求めると、事業所の負担が大きくなる可能性があります。 自治会の担い手不足に対し、行事の縮小などは各自治会で検討されていると思います。アンケートでは、デジタル化に取り組んでいる自治会が 109、今後取り組む予定の自治会が 184 でした。デジタル化は手間も費用も自治会運営の負担になると思いますが、条例にデジタル化を盛り込む場合、市がどのような支援を行うのかも気になります。現在の市の支援内容を教えてください。
会長	事務局から情報をお願いします。
事務局	今年度から、自治会の回覧を簡略化するための DX 推進事業を実施しています。まずは電子回覧板の説明を専門業者に依頼し、導入のきっかけを作ります。また、導入する自治会には、導入費用の補助を行っています。
委員	自治会には加入しない自由もあります。憲法上の結社の自由を踏まえ、加入を強制するべきではありません。一方、自治会がどのような役割を担い、自治会がなくなるとどのような影響があるのかは、十分に知られていないと思います。自治会の重要性を条例の目的や理念に示し、理解を広げることで、結果として加入促進につながるとよいと思います。 また、市、自治会、市民、事業者などの役割を整理し、誰が何を担うのかを明確にする必要があります。そのためにも、条例の対象や主体を定義することが重要です。
会長	自治会の重要性を目的や理念に明記することは、重要な論点です。
委員	デジタル化や若い世代の加入促進について、LINE を活用する方法もあると思います。若い人にとって、紙の資料を確認することが負担になる場合があります。LINE などで情報を簡単に確認できるようになれば、自治会の活動を知るきっかけになるのではないでしょうか。
会長	条例には、総称して、デジタル化の推進や若い世代への周知に関する内容を盛り込むのが良いかと考えられます。
委員	デジタル化は大切ですが、使いこなせない人もいます。日本語が十分に分からない外国人住民にとっては、操作方法が分からず、必要な情報にたどり着けない場合もあります。デジタル化を進める際は、紙の資料も併用するなど、デジタル機器を使いにくい人への配慮が必要です。 翻訳機能を使って自分で情報を確認できる人もいますが、翻訳機能のない人や、使い方が分からない人もいます。子どもに資料を見てもらう方法もありますが、それができない場合もあるため、そうした人がどうしたらいいのかも問題です。

発言者	発言内容
会長	デジタルデバイドへの対応も重要ですね。 次に、条例に前文を設けるかどうかについて確認します。条例の前に趣旨を説明する文章を置く場合があります。今回は、重要なことは条文の中に書き込むという方法で問題なければ、特別に前文をつけなくてもいいのではと思いますが、いかがでしょうか。（反対意見なし） ひとまず前文は想定せず、必要な内容は条例に反映することを基本に進めます。 時間となりましたので、最後に確認しておきたいことがあればお願いします。
委員	条例を制定する目的として、最も重要なのは人と予算の問題です。姫路市は委託業務や事業補助を行っていますが、自治会の運営そのものを支える補助はありません。全国的に自治会の存続が危機的な状況にあり、姫路市でも陰りが見られます。人員と予算を配置しなければ、状況は前進しないと思います。 例えば、デジタル化を進めるには、導入費用だけでなく、継続して運営する人員と費用が必要ですが、市からの補助は導入費用だけで、継続運用に対する補助はありません。 地域の防災や防犯についても、担い手と予算がなければ十分な活動はできません。理念だけでなく、自治会運営そのものに対する財政措置と人員配置を条例に書き込まなければ意味がないと思います。
委員	現在、自治会や役員の活動は、義理や義務感から続けている人も多いと思います。住民が自治会を自分ごととして捉えられるような施策が必要です。また、市民向けに、平易な文章で内容を説明するハンドブックのようなものを作成してほしいです。
会長	条例そのものを読む人は限られると思いますので、市民向けに内容を分かりやすく説明する資料を別途作成し、周知することが必要です。 一通りご意見はいただけました。追加の意見がある場合は、来週中を目安に事務局へお送りください。 本日はご協力いただき、ありがとうございました。第２回審議会は以上です。事務局にお返しします。
事務局	（閉会）